

# 審査基準

令和5年9月1日作成

法令名：原子力災害対策特別措置法施行令
根拠条項：第8条第1項又は第2項
処分の概要：標章及び証明書の書換え交付
原権者（委任先）：徳島県知事、徳島県公安委員会
法令の定め： 災害対策基本法施行規則第6条の3第2項
審査基準： 判断基準は、法令の定めによる。
標準処理期間：14日
申請先：徳島県公安委員会 (徳島県警察本部交通部交通規制課及び警察署交通課)
問合せ先：徳島県警察本部交通部交通規制課規制係 (088-622-3101 内線5172～5174) 警察署交通課
備考：